

Kビジョン株式会社
インターネット接続サービス契約約款

Kビジョン株式会社（以下「当社」という）と、当社が行うインターネット接続サービス（Kネット・サービス）の提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は次の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、定められた業務区域において電気通信事業法第9条に基づいて許可を受けた第一種電気通信事業者として、加入者に次のサービスを提供します。

（1）LAN型インターネット接続サービス

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごと（ケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデム1台ごと）に行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）ごととします。

なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。

ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- （1）加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- （2）その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- （3）本施設の構築が困難であると判断される場合
- （4）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第4条（契約の申込の撤回等）

- 1. 加入者は申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は解除を行うことができます。
- 2. 前項の規定による契約の申込の撤回等は、同項の書面を発した時に効力を生じます。
- 3. 第1項の規定により契約の申込の撤回等を行った場合は、加入料の還付を請求することができます。ただし、工事着工済の場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。また、あらかじめ契約の申込の撤回をする等の悪意の意思をもって申込を行った場合は、この限りではありません。

第5条（契約の有効期限）

- 1. 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書（以下「文書」という）により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
- 2. 集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、第25条第1項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。
- 3. 最初の加入期間の1年以内に解除した場合、加入者は残りの日数に相当する利用料を解除料として支払うものとします。

第6条（加入料）

- 1. 加入者は、料金表に基づき加入料を契約成立日から別途支払い方法により、支払うものとします。
- 2. サービス期間を設け、加入料の特別割引を行うことがあります。但し、既加入者には適用しませ

ん。

3. 経済環境の変動その他の事情により、加入料を改正することがあります。ただし、既加入者には適用しません。

第7条（利用料金）

1. 加入者は、別表1に定める利用料金を当社に支払うものとします。
2. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
3. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します。

第8条（ケーブルモデム、D-ONU、HCNAモデム）

1. 加入者は、当社が提供するKネット・サービスを受信するために必要な機器であるケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムおよび付属品（以下「ケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデム」という）を当社より別表1の料金を支払うことで貸与を受けることができます。
2. 加入者はケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムを本来の用法に従って使用するものとし、故意または過失によるケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムの破損、紛失等の場合には、加入者は別表6に定める手数料を当社に支払うものとします。
3. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。
また、当社が認める場合を除き、加入者はケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムの交換を請求できません。
4. ケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムの保証金を当社に預け入れている加入者に関しては、解約時に加入者は当社へケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムを返還するものとし、その際には当社は加入者に保証金を無利息で返戻します。

第9条（協定事業者との接続サービス）

1. 加入者は加入契約を締結すると同時にインターネット接続に係る協定事業者の接続サービスについての利用契約（以下「相互接続利用契約」という）を締結するものとします。
2. 加入者は相互接続利用契約により当社が協定事業者の債権を譲り受けたものとして、料金を請求出来ることを承諾するものとします。
3. 当社は、加入者より解除があった場合、相互接続利用契約についても解除されたものとします。

第10条（施設の設置および費用負担）

1. 当社は本施設のうち、放送センターから保安器、若しくはV-ONUまでの施設（以下「当社施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子から保安器、若しくは光クロージャからV-ONUまでの当社施設およびV-ONU設置に必要となる電源（AC100V）については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
2. 加入者は本施設のうち、保安器、若しくはV-ONUの出力端子以降のすべての施設（ケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNA親機、HCNAモデムを除く。以下「加入者施設」という。）を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。
4. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。
5. 加入者設備およびケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムの動作に要する電源は加入者が用意するものとします。

第11条（料金の支払い方法）

1. 加入者は、当社に加入料、工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。
2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の 26 日（金融機関の休日の場合には翌営業日）に、当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第 12 条（料金の割引）

当社は、次に定める条件をすべて満たす場合、別表 7 に定める料金の割引を適用します。

- （一）加入者は第 7 条（利用料金）の規定に従いサービスプランの支払いがおこなわれている。
- （二）加入者は別表 7 に定める当社が提供するテレビサービスの支払いがおこなわれている。
- （三）本サービスの加入契約と前号で定める契約で利用する加入者施設が同一住所であり、かつ、支払条件・口座（口座番号、口座名義等）が同一である。

第 13 条（遅延損害金）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年 14.6%（年 365 日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第 14 条（責任及び免責事項）

1. 当社は、本施設を事業用電気通信設備規則に適合するよう維持管理します。
2. 加入者は、受信設備を別途定める当社の技術基準および技術的条件に適合するよう維持管理するものとします。
3. 当社は、天災、事変その他、当社の責に帰する事の出来ない事由によるサービスの停止、不能についてはその損害の賠償請求には応じません。
4. 加入者は、当社が本施設を維持管理する必要上やむを得る場合には、事前通告の有無にかかわらず、サービスの提供を一時的に停止する事があることをここに予め承認するものとします。また、本施設の故障によるサービスの不良、中断等の場合も同じとします。
5. 加入者は、その故意または過失により本施設およびサービスに損傷、または損害を与えた場合には、その修復に要した費用の負担および損害賠償の責に任ずるものとします。

第 15 条（設置場所の無償使用）

1. 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で利用できるものとします。
2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 16 条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 17 条（加入者の禁止事項）

当社は、加入者が以下の行為を行うことを禁止します。

- （1）ケーブルモデム、若しくは D-ONU、HCNA モデムを第三者に譲渡または貸与、質入れすること。
- （2）当社の承諾なしに、加入契約を第三者に譲渡すること。
- （3）ケーブルモデム、若しくは D-ONU、HCNA モデムの筐体の開蓋すること。
- （4）当社の承諾なしに、ケーブルモデム、若しくは D-ONU、HCNA モデムの移動、取り外し、変更すること。
- （5）公序良俗に反する行為を行うこと。
- （6）第三者の権利、財産またはプライバシーを侵害する行為を行うこと。

- (7) 他者に不利益を与える行為、または誹謗中傷する行為を行うこと。
- (8) Kビジョン・インターネット接続サービスの運営を妨げる行為を行うこと。
- (9) 各前項のほか、当社に損害を与える行為またはその恐れのある行為を行うこと。

第18条（施設外への加入契約外接続）

1. 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した本施設その他の電気通信設備（以下「回線等」という）を移動、取り外し、変更、分解もしくは損壊し、またはその回線等に線条その他の導体を接続しないこと。但し、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要がある時、または回線等の接続もしくは保守のため必要がある時は、この限りではありません。
2. 加入者は、前項の規定に違反して回線等を滅失、毀損した場合は、その補充、修繕その他の工事等に必要の費用を当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。

第19条（サービスの無断提供の禁止）

加入者が当社のサービスを第三者に提供することを禁止します。

第20条（故障）

1. 当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のパソコン等に起因する接続異常については、この限りではありません。
2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第21条（休止）

1. 加入者は、当社のサービスの提供の休止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合は、サービスの提供の休止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内に再度の休止はできないものとします。
2. 休止期間中の料金については、休止を開始した月の翌月から再開した月までの期間の料金を第7条第1項の規定にかかわらず無料とします。なお、休止した月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
3. 第1項の休止期間は、1年間に1回までとし、連続して最長6ヶ月とします。
4. 加入者は、当社のサービスの提供の再開を希望する場合は、別表6に定める再開手数料を当社に支払うものとします。
5. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の翌月分の利用料金と合わせて収納します。

第22条（設置場所の変更）

1. 加入者は、次の場合に限り、ケーブルモデム、若しくはD-ONU、HCNAモデムの設置場所を変更できるものとし、変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。
 - (一) 変更先が同一の敷地内又は建物内の場合。
 - (二) 変更先が当社の業務区域内で、最寄りのタップ、若しくは光クロージャに余裕がある場合。
2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第23条（名義変更）

1. 相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、別表6に定める名義変更手数料の支払いにより、旧加入者の名義を変更できるものとします。
2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。
3. 第1項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。

第 2 4 条（加入申込書記載事項の変更）

1. 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、変更希望日の 5 日前までに当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。変更後のサービスは変更希望日から適用するものとします。
2. 利用料については、サービスの追加の場合、前項の変更日から該当変更にかかる利用料に変更するものとし、サービスの解除の場合、前項の変更日まで従来利用料とし、翌日から当該変更にかかる利用料に変更するものとします。
3. 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。
4. 加入者が前三項の規定により変更しようとする場合、当社は第 3 条の規定に準じて取扱うものとします。

第 2 5 条（解約）

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の 10 日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金は希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。
2. 第 1 項による解約の場合、加入者は、第 7 条第 1 項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
また、別表 6 に定める施設撤去料を支払うものとします。
3. 第 1 項による解約の場合、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。
4. 契約を解消した場合でも、加入者の故意又は過失により、解約前に生じた加入者の保証すべき責任及び負うべき業務は失効しないものとします。

第 2 6 条（契約の解除）

1. 当社は、加入者または第 11 条第 3 項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。
なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います。ただし、当該加入者が第 8 条第 4 項のケーブルモデム、若しくは D-ONU、HCNA モデムの保証金を当社に預け入れている場合には、当社はその保証金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。
2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

第 2 7 条（初期契約解除制度）

加入者は、契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時生じます。この場合、加入者は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、加入契約の解除までの期間において提供をうけたインターネットサービス利用料金、事務手数料及びすでに工事が実施された場合の別表 8 に定める工事費は請求されます。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）を加入者に返還いたします。④当社による初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無かったことにより、加入者が 8 日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行す

る正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

第28条（加入者個人情報の取扱い）

1. 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第29条（加入者個人情報の利用目的等）

1. 当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
 - （一）サービス契約の締結
 - （二）サービス料金の請求
 - （三）サービスに関する情報の提供
 - （四）サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - （五）受信装置の設置及びアフターサービス
 - （六）サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - （七）サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - （一）法令に基づく場合
 - （二）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （三）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （四）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - （一）本人が書面等により同意した場合
 - （二）本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ. 第三者への提供の手段又は方法
 - エ. 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - （三）第30条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - （四）第31条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
4. 当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです。
5. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合には、加入者個人情報の漏え

い、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

6. 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

（一）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（二）当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（三）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第30条（加入者個人情報の共同利用）

1. 当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
2. 当社は、第3条第1項第1号から第4号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第26条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項又は第26条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限りします。
3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

第31条（加入者個人情報の取扱いの委託）

1. 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. 当社は、第一項の委託先との間で、第29条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第32条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理等について、指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第33条（本人による開示の求め）

1. 本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - （一）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - （二）当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - （三）他の法令に違反することとなる場合
3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対

し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第34条（本人による利用停止等の求め）

1. 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し次に掲げる求めを行うことができます。
 - (一) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - (二) 加入者個人情報の利用の停止
 - (三) 加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第35条（本人確認と代理人による求め）

1. 当社は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。
2. 本人は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第36条（本人の求めに係る手数料）

1. 当社は、第29条第6項及び第33条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します。
2. 前項の手数は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の利用料金と合わせて収納します。
3. 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第37条（苦情処理）

1. 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第38条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項に基づく求め、第37条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第39条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表5に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第40条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

1. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
3. 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第33条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第41条（特定アプリケーションの制御）

当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割当て帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

第42条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については山口地方裁判所を管轄裁判所とします。

第43条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第44条（約款の改正）

当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、加入者の個別の合意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。この場合には、その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 前項の場合、当該変更の影響を受けることになる加入者に対し、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款の内容についてあらかじめホームページ (<http://www.kvision.ne.jp>) にて加入者へ通知するものとします。
3. 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に加入者が本サービスの利用を継続した場合は、加入者が変更後の約款に同意したものとみなします。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. この約款は、2021年4月1日より施行します。

表示価格は全て税込です

別表 1 ◆料金表◆

1. 加入料

項目	単位	料金	備考
加入料	1 件毎	5,500 円	
標準工事費	1 件・引込を伴う	38,500 円	
HCNA 親機設置工事費	1 台	49,500 円	集合住宅を HCNA 方式対応にする場合は必要です(親機 1 台に 12 世帯まで接続可)

2. 利用料

2-1 サービスプラン

(同軸ケーブルサービス)

項目	下り最大速度 (上り)	単位	料金 (月額)	付加サービス (保存容量)	メール 受信制限	条件
15M ^{メガ} コース	15Mbps (1Mbps)	モ デ ム 1 台毎	3,410 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	
30M ^{メガ} コース	30Mbps (1Mbps)	モ デ ム 1 台毎	3,850 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	2019 年 3 月末日をもって新規 受付を終了
120M ^{メガ} コース	120 Mbps (30Mbps)	モ デ ム 1 台毎	3,960 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	

(光ケーブルサービス)

項目	下り最大速度 (上り)	単位	料金 (月額)	付加サービス (保存容量)	メール 受信制限	条件
光エコ	15 Mbps (15Mbps)	D-ONU 1 台毎	3,410 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	
光エコ 30	30 Mbps (30Mbps)	D-ONU 1 台毎	3,850 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	30M コースからの移行限定コース。 新規受付はできません。
光スタン ダード	240 Mbps (240Mbps)	D-ONU 1 台毎	4,180 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	
光スーパー	1Gbps (1Gbps)	D-ONU 1 台毎	4,620 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	
光ネット 集合住宅 タイプ	420Mbps (420Mbps)	HCNA 1 台毎	3,300 円	メール 2 個 (無制限)、 ホームページ 1 個 (100 M) 付き	保存期間 60 日間	・集合住宅限定コースです。HCNA モデルでのサービス提供となります。 ・上り速度は HCNA モデルの接続台数によって変動します。

表記速度はベストエフォートであり、ご利用環境により保証されるものではありません。

2-2 オプション

項目	単位	料金(月額)	条件
Wi-Fi無線LAN対応	モデム/D-ONU 1 台毎	110 円	HCNA モデムでは提供できません
メールアドレス追加	1 個 保存容量無制限 (追加制限無し)	220 円	メール受信制限 保存期間 60 日間
ホームページアドレス追加	1 個 100M (追加制限無し)	220 円	
ホームページ容量追加	50M単位 (追加制限無し)	220 円	
グローバル IP	1 個 2 個以上追加はしない	220 円	HCNA モデムでは提供できません

別表 2 ◆各種機器のレンタル料金◆

項目	料金
ケーブルモデム	別表 1 のサービスプランの料金に含む。
D-ONU	
HCNA モデム	

別表 3 ◆加入者個人情報を提供する第三者の一覧表◆

1. 加入者との契約を代理する指定特約店
2. 加入者との工事を代理する指定工事業者
3. 加入者の信用照会のための使用情報機関 (必要な場合)
4. 番組表等の送付委託先
5. 加入者が利用料等を滞納した場合の滞納取立者

別表 4 ◆加入者が行う請求の種別とその料金◆

項目	単位	料金
個人情報の開示及び個人情報利用目的の通知	1 回毎	1,100 円

別表 5 ◆加入者個人情報の種類とその保存期間◆

当社と加入者との加入契約に伴い入手した加入申込者、入居者の個人情報保存期間は、解約月の翌月から 1 年以内とする。ただし、利用料金の滞納、および本契約に違反した場合はこの限りではない。
--

別表 6 ◆手数料◆

項目	単位	料金
ケーブルモデム破損・紛失等	ケーブルモデム 1 台毎	5,500 円
D-ONU破損・紛失等	D-ONU 1 台毎	11,000 円
HCNA モデム破損・紛失等	HCNA モデム 1 台毎	16,500 円
再開手数料	ケーブルモデム 1 台毎	3,300 円
	D-ONU 1 台毎	3,300 円
	HCNA モデム 1 台毎	
名義変更手数料	1 回毎	1,100 円
施設撤去料	1 世帯	4,400 円

別表 7 ◆料金の割引◆

(同軸ケーブルサービスの割引)

セット割 (割引適用条件は各サービスの指定コースの契約が必要です)

テレビサービス	インターネットサービス	割引額（月額）
デラックスHDコース	15Mコース	550 円
	30Mコース	
ライトコース	15Mコース	220 円
	30Mコース	

（光ケーブルサービスの割引）

ネット長期利用割引

インターネット利用期間※	割引額（月額）
2年以上	220 円

※利用期間とは別表 1.2-1 サービスプランの料金を毎月継続課金した月数です。

セット割引 1（割引適用条件は各サービスの指定コースの契約が必要です）

テレビサービス	インターネットサービス	割引額（月額）
デラックスHDコース	別表 1.2-1 サービスプランの 光ケーブルサービスの いずれかのコース (光ネット集合住宅タイプは対象外)	330 円※

セット割引 2（割引適用条件は各サービスの指定コースの契約が必要です）

電話サービス	インターネットサービス	割引額（月額）
ケーブルプラス電話	光スーパー または 光スタンダード	330 円※

※セット割引 1 の割引を適用の場合、セット割 2 の割引は適用されません。

別表 8 ◆工事費◆

項 目	料 金
標準工事費	16,500 円
パソコン立上	3,300 円

◆キャンペーン適用時の解約金規約◆

下表に定める加入契約条件を適用した加入者が、最低利用期間内に本約款第 25 条の解約または第 26 条の契約の解除をする場合、加入者は解約金を支払うものとします。この場合、本契約の第 5 条 3 項は適用しません。

加入契約条件	最低利用期間	解約金
テレビとインターネットサービスを同時に加入契約する場合、別表 1 の加入料、標準工事費（引込を除く）およびKビジョン株式会社テレビサービス加入契約約款別表 1 の加入金を免除する。	2 年	1 年未満 33,000 円
		1 年～2 年未満 16,500 円
他社ネット回線から乗りかえと同時にインターネットサービスを加入契約する場合にかかる他社解約金相当額を、初回請求から最大 6 ヶ月の範囲でネット利用料無料を適用する。	1 年＋ ネット利用料 無料期間	加入者は残りの日数に相当する利用料を解除料として支払うものとします

※利用期間とはサービス開始から終了までに別表 1.2-1 サービスプランの料金を毎月継続課金した月数です。

◆Kネット ホームページ・サービス規約◆

WWWホームページ開設は、Kネット・サービスの付帯サービスですが、本規約を守らない場合は利用を停止させます。

第1条（禁止行為）

以下の行為は禁止します。

- （1）第三者または当社の著作権の侵害、同一性保持権の侵害。
- （2）第三者または当社への誹謗、中傷。
- （3）第三者または当社に不利益を与える行為（虚偽の情報公開など）
- （4）選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類する行為、及び公職選挙法に抵触する行為。
- （5）公序良俗に反する行為及び青少年に悪影響を及ぼす行為（リンクを含む）。
- （6）法令に違反する行為、違反の恐れのある行為。
- （7）第三者への当社サービスの転売行為
- （8）金銭、物品の授受が発生する商用行為。
- （9）利用者及び第三者の商品の紹介。

第2条（掲載の削除）

掲載の内容が法令及び本規約に反することが明らかになったときは、当社の管理者が掲載者への通知なしにその掲載を停止または削除を行う場合があります。但し、掲載の停止及び削除を行った場合は、事後に当社はその理由を掲載者に通告するものとします。

第3条（当社の免責事項）

1. 当社は、完全な運用に努めますが、サービスの中断、運用停止などによって利用者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
2. 当サービスは、利用者のデータへの保証は致しません。データの消去等の理由により利用者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
3. 利用者が他の利用者または第三者に損害を与えた場合、利用者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

第4条（本規約の範囲および変更）

当社は、利用者の承認を得ることなく本規約を変更することができます。

◆違法・有害情報への対応等に関する規約◆

（禁止事項）

第1条

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- （1）当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- （2）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- （3）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- （4）詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- （5）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- （6）薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示に

- より広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
 - (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (16) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - (17) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (18) 他人の自殺を誘発するような、自殺の助長・誘引・勧誘等の書込み行為(自殺方法の紹介、集団自殺の募集、自殺の実行を助ける申出等を含む)
 - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
 - (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
 - (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(契約者の関係者による利用)

第2条

当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

- 2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第1条(禁止事項)各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(情報等の削除等)

第3条

当社は、契約者による本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第1条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。

- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
 - (5) 第6条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。
2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(児童ポルノ画像のブロック)

第4条

- 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(青少年にとって有害な情報の取扱について)

第5条

- 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。
- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
 - (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
 - (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
 - (4) 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する。
3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。
5. 前項の場合であっても、当社は第2項（4）の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

(連絡受付体制の整備について)

第6条

契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

- (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
- (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

なお、上記(2)に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。

- 2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

(利用の停止)

第7条当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
 - (3) 本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、第3条(情報の削除等)第1項第1号ないし第3号及び第5号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
 - (4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(当社からの解約)

第8条当社は、第7条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

- 2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

(関連法令の遵守)

第9条

当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。